

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

本県では、3月後半に入って、松山市中心部の繁華街で発生した過去最大の変異株クラスターにより陽性確認者が急増し、家庭等を通じた地域への更なる感染拡大が危惧される状況です。

このため、県では、独自の警戒レベルを直ちに引き上げ、3月25日から「特別警戒期間」に切り替えて、県民や事業者に対し、感染拡大を防ぐための協力依頼をしたところですが、今回、更に、早期に感染の連鎖を抑え込むため、別添の期間、内容等による対策を実施することとしました。

関係者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐという県民あがての最重要課題のため、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

令和3年3月26日
愛媛県

- 1 実施期間 令和3年4月1日（木）から令和3年4月21日（水）まで
- 2 対象区域 松山市内の別紙「対象区域一覧表」のとおり
- 3 根 拠 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）。
以下「特措法」という。
- 4 取組等
営業時間短縮の協力要請
- 5 対象及び内容等
営業時間短縮の協力要請

対象	内容	根拠
事業者	・対象区域の酒類を提供する飲食店（※）に対し、 営業時間短縮（営業時間：5時から21時まで、酒 類提供：20時30分まで）の要請 ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けた店舗 ※屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗	特措法 第24条 第9項

【取組等に関する問合せ先】

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部

電話番号 089-968-2419

受付時間 平日 9時～17時

（ただし、3/27～3/28は10時～16時まで）

対象区域一覧表

町	丁目	番地	町	丁目	番地
一番町	1丁目	全て	千舟町	1丁目	全て
	2丁目	全て		2丁目	全て
	3丁目	1～2		3丁目	全て
	4丁目	1～3		4丁目	全て
大街道	1丁目	全て		5丁目	全て
	2丁目	全て	永木町	2丁目	2、3
	3丁目	全て	二番町	1丁目	全て
歩行町	1丁目	4、7～8		2丁目	全て
	2丁目	全て		3丁目	全て
勝山町	1丁目	全て		4丁目	全て
河原町		5～10	花園町		全て
北立花町		4～6、8、9	湊町	1丁目	全て
喜与町	1丁目	5、6		2丁目	全て
	2丁目	全て		3丁目	全て
三番町	1丁目	全て		4丁目	全て
	2丁目	全て		5丁目	全て
	3丁目	全て	南堀端町		1、2
	4丁目	全て	柳井町	1丁目	12、13、15
	5丁目	全て		2丁目	18～21
		3丁目		5～8	